

重要



別居の被扶養者の 仕送り条件が変更となります!!!

令和3年1月1日より、別居の被扶養者の仕送り要件が次のとおり変更となります。

1 仕送りの頻度に変更となります。

毎月かそれに準ずる間隔 → 「毎月」の仕送り

2 扶養認定に必要な仕送り額に変更となります。

① 最低仕送り額に変更となります。 35,000円 → **50,000円**

② 扶養認定に必要な月々の仕送り額に変更となります。

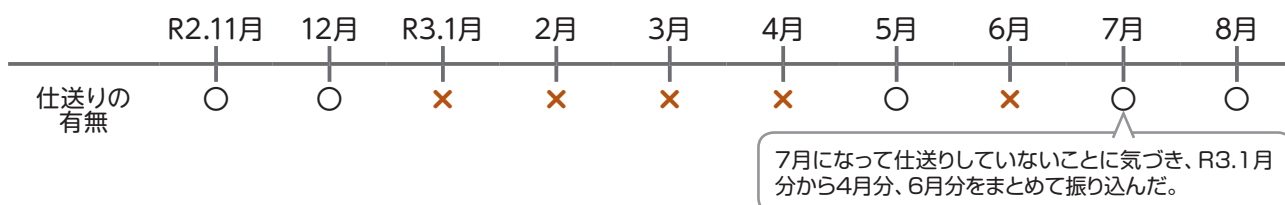
被扶養者の所得合計の1/2以上の金額 → **被扶養者の所得合計以上の金額**

1 仕送りの頻度について

令和2年4月1日より別居の被扶養者の新規認定及び令和2年度被扶養者資格確認調査において「援助（仕送り）誓約書」の提出が必要になり、該当する被扶養者がある方から誓約書の提出を受けているところです。

今までは仕送りの頻度については「毎月かそれに準ずる間隔」としており、仕送りを失念していた場合、被扶養者資格確認調査中にまとめて送金された場合でも仕送りとして認める取り扱いをしていましたが、仕送りの頻度が「毎月」と変更されたことにより、**今後は仕送りが途切れていた期間については被扶養者としての資格を取り消すこととなりますので、仕送りの頻度については、くれぐれもご注意くださいようお願いいたします。**

扶養認定が取り消されるケース（R3.1～4月分、R3.6月分の仕送りを失念していたケース）



この事例の場合、仕送りが行われなくなった令和3年1月1日から4月30日までに加えて令和3年6月1日から30日まで被扶養者資格を取り消すこととなります。

2 仕送り額について

令和3年1月1日より別居の被扶養者に対する最低仕送り額が変更されることとなりました。

今までの取り扱いでは被扶養者1人当たりの最低仕送り額は35,000円としていましたが、**令和3年1月1日より最低仕送り額が50,000円に変更されます。**

また扶養認定に必要な月々の仕送り額について、被扶養者の所得合計の1/2以上の金額としていましたが、対象となる被扶養者の所得合計以上の金額の送金が必要となりました。

変更前・変更後のイメージ



変更前	
必要な仕送り額	$200,000 \times 1/2 = 100,000$ 円

変更後	
必要な仕送り額	200,000円

仕送り額が不足しているため扶養認定を取り消すケース

仕送りは続けていたものの、その金額が共済組合が示す基準と比較して不足していた場合は、不足額の合計が1ヵ月分（50,000円）以上であった場合、不足額に応じた月の間、認定を取り消すこととなります。

具体的な事例については次の図をご覧ください。

（例）令和3年1月1日から後（最低仕送り額が50,000円に変更された後）も従前の基準額（35,000円）しか送金せずにしたため、仕送りに不足が生じていることがR3.6月に判明した場合

	R2.12月	R3.1月	2月	3月	4月	5月	6月
送金額	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円	35,000円	50,000円
不足額	0円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	0円
扶養認定の可否	○	○	○	○	○	○	×

仕送り額の不足が判明したため、基準額以上の送金を開始した。

この事例の場合、 $15,000 \times 5 = 75,000$ 円、つまり1月分の仕送り額が不足しているため、仕送り額の不足が判明した6月の扶養認定を取り消すこととなります。

ただし、再度扶養認定の要件を満たすこととなった場合は、7月1日から被扶養者として認定することが可能です。

なお、同じ事例の場合で、仕送り不足額が10万円に達する場合は2ヵ月間、15万円に達する場合は3ヵ月間扶養認定を取り消すこととなりますが、いずれも仕送り金額の不足が判明した月の初日から2ヵ月間又は3ヵ月間扶養認定を取り消すこととなります。

傷病手当金の
基礎知識
第4回

同一傷病による傷病手当金の支給について

以前に「うつ病」で傷病手当金の支給を受けており、一度復職した後に再度「うつ病」で休職することになりました。傷病手当金をもう一度受けることはできるのでしょうか？



基本的に、同一傷病による傷病手当金を再度受けることはできません。

病名が違って総合的に判断して相当因果関係が認められる場合（例「うつ病と不眠症」・「糖尿病と糖尿病性腎症」等）は同一傷病とみなされます。



ただし、前発傷病の傷病手当金支給対象日数が残っている場合で、出勤しなかった日数を差し引いた結果、支給対象日数が残っている場合は傷病手当金の支給を受けることができます。

なお、社会的治癒^(※)が認められる場合は再度傷病手当金の支給を受けることができます。

（※）社会的治癒：目安として「3～5年以上当該傷病の既往歴なし又は通院については月1回程度、調剤量も休職時と比較して減少しており、いずれも予防的なものである」など前発傷病が治癒したと判断できる場合は、後発傷病については新たに発病した別傷病として取り扱います。

ただし、社会的治癒には数値的な基準はなく、総合的に判断することになりますので、これに該当すると思われる場合は、共済事務担当課に申し出てください。